令和8年10月1日 施行！

お客様からの
理不尽な言動は
許されません！

カスタマーハラスメント（カスハラ）対策講習会

令和8年10月1日から、
カスタマーハラスメント対策が
事業主の義務となります。



本講習会では、**カスハラ対策**について
分かりやすく説明します。

講習内容

- ☑ カスハラの定義
- ☑ 法改正のポイント
- ☑ 具体的対応策
- ☑ 事業主が講ずべき措置

カスハラを防ぎ、
安心して働ける
職場環境を
つくりましょう！



開催日時 令和8年11月30日（月）
14:00 ～ 15:30

会　場 隠岐の島町商工業振興センター 2階

講　師 島根働き方改革推進支援センター　副センター長
社会保険労務士　安達　和生氏

参加費 無料

参加申込書	氏　名	事業所名

※セミナー後個別相談を希望される方は☑をご記入ください。 □ 希望する

（個別相談は先着順とさせていただきます。また人数に限りがございますので、
お申し込みの方には後日商工会から連絡いたします。）

申込先：隠岐の島町商工会（FAX 2-5984　TEL 2-1157）

主催：隠岐の島町商工会

〈注〉なお、当日フェリー欠航の場合は、セミナーは中止致します。